

【日時】1月28日（金）11：00～

【場所】新居浜市役所 消防防災合同庁舎5階

【項目】（1）新型コロナウイルス感染症対策について

- ・現在の感染状況
 - ・今後の対応
 - ・ワクチン接種
 - ・市民の皆様へのお願い
- （2）建築基準法に基づく点検について
- （3）子育て世帯への臨時特別給付金について

発表内容

（1）新型コロナウイルス感染症対策について

- ・現在の感染状況
- ・今後の対応
- ・ワクチン接種
- ・市民の皆様へのお願い

<市長>

改めまして、おはようございます。

はじめに、連日、新型コロナウイルス陽性者が確認されており、感染が拡大しております。市民の皆様には、ご家族や大切な方の健康を守るため、「正しいマスクの着用」や「手指消毒」、「3密の回避」など、引き続き、感染回避行動の徹底をお願いいたしますとともに、感染された方の一日も早い回復をお祈り申し上げるしだいでございます。

それでは改めまして、報道各社の皆様には、本日の月例記者会見にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、お手元の会見次第の各項目について、ご説明をさせていただきます。

まず、「新型コロナウイルス感染症対策」についてでございます。

新居浜市における感染状況についてでございますが、お手元の「資料1」にもございますとおり、昨年10月31日以降2か月にわたって、市内での感染は確認されておりませんでした。今年1月5日に2名の陽性者が確認されて以降、連日陽性者が確認され、第5波まで1日当たりの最多確認数が15名ございましたが、1月18日には17名、1月25日には35名となるなど、連日30名を超える陽性者が確認されているところでございます。

1月に入ってからの陽性者数は、過去最多である昨年8月の196人を大幅に超える、277名の陽性者が確認されています。

また、職場や学校におけるクラスターも発生しており、今後も感染拡大が懸念されているところでございます。

このような状況をうけ、今週24日（月）から27日（木）まで開設いたしました、臨時PCR検査センターでは、期間中に601名の方が来場され、約3,000キットを配布いたしました。

検査の結果、24日（月）回収した329検体から6名、25日（火）回収した453検体からは7名の陽性者が確認されております。これによる陽性者の割合は、1.66%であり、市中まん延までには至っていないものの、一層の警戒が必要であると考えているところでございます。

次に、今後の対応についてでございます。

オミクロン株は、従来株より重症化率が低いと言われておりますが、重症化しないわけではなく、陽性者が増大すれば、医療機関の負担が高まり、一般診療に影響が出る場合も想定されます。現在、県内医療機関への入院者数は県全体で77名で、入院が必要な患者はすべて、すみやかに入院できている状況と認識いたしておりますが、今後も入院患者数の推移を注視してまいりたいと考えております。

また宿泊療養施設につきましては、新居浜市内のホテルにおいて1月23日（日）より運営を再開しており、市職員も応援に従事しているところでございます。

新居浜市内においては、軽症者の一般的な療養期間を10日間と見た場合、直近10日間で陽性が確認された203人の方が、自宅等で療養されていると思われまますので、まずは、自宅療養者等の健康観察を保健所と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

現在、県からの要請を受け、すでに保健師を西条保健所に派遣いたしておりますが、更なる保健所業務の負担軽減に協力するため、本日から2名増員し、7名の保健師を派遣いたしております。

自宅療養者の健康観察は基本的には保健所が担っており、その中で、1日1回は、必ず健康状態の確認を行うこととなっております。また、体調急変時等には、24時間、いつでも対応できるよう、体制を整えているほか、お一人で暮らしている方などへの配食サービスの手配など、安心して自宅療養ができる体制となっていると伺っているところでございます。

また、本日、お手元にお配りしております、パンフレットやチラシ等により市民の皆様にご注意喚起を呼びかける他、防災行政無線や広報車による広報などを実施しているところでございます。

次に、新型コロナワクチンの追加接種につきましては、個別接種を主体として、集団接種で補完して実施することとしております。使用するワクチンは、個別接種ではファイザー製とモデルナ製を使用し、集団接種ではモデルナ製のワクチンを使用することといたしております。

接種対象者としたしましては、18歳以上で2回接種を完了している方、約86,500人となっております。

内訳は、

- ・医療従事者が 約4,700人
- ・高齢者施設入所者及び従事者が 約3,800人
- ・一般高齢者が 約32,200人
- ・64歳以下の一般の方 約45,800人 となっております。

1月28日現在の進捗状況としましては、医療従事者等は、2,628人（約56%）、高齢者施設入所者及び従事者は、786人（約20.6%）が接種を終えております。

また、一般高齢者は、1月14日から接種券を送付し、27日までに190名の方が接種を受けておられます。

今後の接種スケジュールといたしましては、オミクロン株の感染拡大が懸念される中、追加接種を推進することで抗体価を上げて感染拡大防止を図りたいと考えており、昨年7月末までに2回接種が完了された方のうち、希望する方には、来月2月末までに追加接種が受けられるよう接種体制を、当初計画より1カ月、前倒しして進めることといたしております。

そのため、2月12日からの毎週、土曜と日曜日の計10日間、リーガロイヤルホテルにおいて集団接種を実施いたします。

引き続き、3月からは、昨年8月末までに2回接種を完了された64歳以下の方への接種を進めてまいります。

新居浜市では、市民の皆様への2回目のワクチン接種を10月末までに概ね完了していることから、追加接種を希望される方に、今年5月末までに追加接種を実施できるよう計画いたしております。

なお、追加接種の予約は、コールセンターへの電話予約とWEBによる予約の受付を行っております。

ます。

現在、75歳以上の高齢者の方には公民館や地域交流センターで予約手続きのサポートも実施しておりますので、ぜひご利用・ご相談いただきたいと思います。

また、接種券の発送は、多くの方が一斉に電話をすることにより、予約時に電話が繋がらないといった混乱を避けるため、2回目の接種が完了した日毎に細分化して送付いたしています。

接種券の発送見込みといたしましては、昨年6月末までに2回接種を完了した方には、概ね1月末までに、7月末までに完了された方には、2月22日までに接種券を発送する予定でございます。

接種券は予約の枠を確保した上で、順次発送いたしておりますので、接種券が届きましたら速やかに予約手続きをお願いいたします。

また、5歳以上11歳以下の接種につきましては、現在、個別接種を中心に進める方針で関係機関等と調整している段階であります。この後、開催される自治体説明会で詳細が示されると思いますので、その内容に基づき、今後の取り組みについて協議を行い、できる限り早期の接種ができるよう接種体制を整えてまいります。

ここで、最後に市民の皆様をお願いいたします

まず、1点目「正しい不織布マスクの着用」でございます。

新居浜市では、学校や市有施設の利用時における不織布マスクの着用を義務付けました。屋外でも、マスクを着用していないケースでの感染が確認されていることから、屋内、屋外を問わず、正しい不織布マスクの着用をお願いいたします。

次に、2点目「家庭内感染の防止」でございます。

現在の感染状況では、家庭内感染が感染経路の一番に挙げられており、オミクロン株の強い感染力から、家庭内で、若者から高齢者や基礎疾患のある方へ感染しているケースが見受けられます。

家庭内でもこまめな換気、共用部分の消毒、家庭内に体調不良者がいる場合には、部屋を分けるなど、可能な限りの感染対策をお願いいたします。

3点目、「無料検査の積極的な利用」と「体調不良時には外出や出勤・通学を控え医療機関の受診」です。

感染を拡大させないため、また感染された方の適切な治療のためには、早期感染の有無を調べる必要があります。

今週、新居浜市では愛媛県、愛媛県総合保健協会と連携して臨時のPCR検査センターを開設いたしました。今後も市内では、8つの薬局での抗原検査、愛媛県総合保健協会によるPCR検査が2月末日まで無料で受けられますので、感染等にご不安を感じた場合はぜひご利用をお願いいたします。

また体調不良時には、外出や出勤・通学を控え、速やかに医療機関を受診していただきたいと思います。

4点目、「会食は認証店など感染対策が徹底されたお店を選ぶ」です。

新居浜市では、「愛顔の安心飲食店認証制度」普及促進事業を展開しており、説明会や相談会、現地指導などを実施いたしました。その結果、10月20日には40店舗であった認証店が1月26日現在、128店舗になっております。

市民の皆様には認証店など感染対策が徹底されたお店で、会食ルールを守ってご利用をいただけるようお願いいたします。

次に事業者の皆様には、従業員等の健康観察をしっかりと行い、体調の悪い方には速やかに受診していただくようご指導をお願いいたします。

また、多くの従業員等が出社できない場合を想定して、業務継続計画の確認をお願いいたします。

以上申し上げましたが、市民・事業者の皆様と共に何としてもこの第六波を乗り越えてまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

私の方からは、以上でございます。

(2) 建築基準法に基づく点検について

(3) 子育て世帯への臨時特別給付金について

<市長>

「建築基準法に基づく点検」について、でございます。

平成20年に建築基準法施行規則の一部が改正され、剥落（はくらく）して、歩行者に危害を加える恐れのある外壁等仕上げ材を用いた建築物については、10年を超えるごとの定期点検において、全面打診調査を実施することが義務付けられていますが、新居浜市において当該調査を実施していない施設があることが判明しました。

原因としましては、施設管理者として認識しておかなければならない、本調査の重要性や内容の把握が不十分であったことに加え、組織としてのチェック機能が働いていなかったためと考えております。

今後の対応といたしましては、緊急性の高い施設である、市営住宅、小学校、中学校から1施設ずつを令和4年度に点検を実施し、残りの施設については、令和5年度から3年間をかけて実施したいと考えております。

なお、3年ごとに実施している簡易な打診検査の結果では、直ちに落下の危険性が高い建物は確認されておりません。

法令を遵守しなければならないにもかかわらず、このような事態になったことにつきましては、市民の皆様にお詫びを申し上げます。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金についてでございます。

新居浜市は、国の方針決定に基づき、一括で現金給付が可能となりましたので、約11,000世帯、約18,000人の対象者のうち、令和3年9月分の児童手当の受給者等、先行給付の対象者となる、7,563世帯 14,226人分を、12月23日に現金給付いたしました。

1月4日からは、高校生のみを養育している世帯や、公務員の児童手当受給者の申請受付を開始し、本日1月28日から順次支給することといたしております。

なお、離婚等により給付金を受け取ることができない世帯への給付については、国からの詳細な通知があり次第、実施方法等について検討したいと思っております。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。